

平成22年第2回本巢市議会定例会議事日程（第5号）

平成22年7月1日（木曜日）午前9時 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 諸般の報告
- 日程第3 議案第34号 本巢市特定用途制限地域における建築物等の制限に関する条例について
- 日程第4 議案第35号 本巢市地区計画等の案の作成手続に関する条例について
- 日程第5 議案第36号 本巢市立公園条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第37号 本巢市民俗資料館条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第38号 市道路線の廃止及び認定について
- 日程第8 議案第39号 平成22年度本巢市一般会計補正予算（第1号）について
- 日程第9 議案第40号 平成22年度本巢市水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第10 報告第11号 専決処分等の報告について（道路舗装の穴による事故にかかる損害賠償）
- 日程第11 議案第41号 本巢市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第42号 本巢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 発議第6号 木曾川水系連絡導水路事業の推進を求める意見書について
- 日程第14 発議第7号 口蹄疫対策の強化・充実を求める意見書について
- 日程第15 発議第8号 本巢市議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 発議第9号 市議会における暴力追放に関する決議について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（18名）

1番	江崎達己	2番	鏑本規之
3番	黒田芳弘	4番	船渡洋子
5番	白井悦子	6番	高田文一
7番	高橋勝美	8番	安藤重夫
9番	道下和茂	10番	中村重光
11番	村瀬明義	12番	若原敏郎
13番	瀬川治男	14番	後藤壽太郎
15番	上谷政明	16番	大西徳三郎
17番	遠山利美	18番	鵜飼静雄

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市長	藤原 勉	副市長	小野 精三
教育長	白木 裕治	総務部長	中島 治徳
企画部長	高田 敏幸	市民環境部長	坂井 嘉徳
健康福祉部長	浅野 明	産業建設部長	山田 英昭
林政部長兼 根尾総合支所長	山田 道夫	上下水道部長	杉山 尊司
教育委員会 事務局長	成瀬 正直	会計管理者	矢野 博行

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議会事務局長	石川 博光	議会書記	安藤 正和
議会書記	五井 淳人	議会書記	吉村 太志

開議の宣告

○議長（遠山利美君）

皆さん、おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は18人であり、定足数に達しております。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（遠山利美君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、会議規則第81条により、議席番号14番 後藤壽太郎君と15番 上谷政明君を指名いたします。

日程第2 諸般の報告

○議長（遠山利美君）

日程第2、諸般の報告を行います。

各常任委員会からの報告をお願いします。

最初に、文教福祉委員会の報告を委員長に求めます。

文教福祉委員会委員長 臼井悦子君。

○文教福祉委員会委員長（臼井悦子君）

文教福祉委員会、諸般の報告をいたします。

6月24日午前9時から、真正分庁舎3階第1委員会室において文教福祉委員会を開催いたしました。

委員会には委員6名と議長が出席し、議案説明のため、藤原市長、小野副市長、白木教育長、坂井市民環境部長、浅野健康福祉部長、成瀬教育委員会事務局長ほか関係職員の出席を求め、付託案件1件の審査、協議案件1件について慎重に審査、協議をいたしました。

初めに、市民環境部関係の協議案件、議案第39号の協議をし、質疑なしで終了しました。

続いて、健康福祉部関係の協議案件、議案第39号の協議をし、6月より支給が開始された子ども手当について、問題なく事務が進められているかの質疑がありました。

協議以外で、執行部より、本巣保育園及び本巣西保育園の統廃合に関する現状報告がありました。

引き続き、教育委員会の付託案件、議案第37号の審査、協議案件、議案第39号の協議をいたしました。

議案第37号の付託案件についての審査では、登記手続について質疑がありました。

議案第39号の協議案件についての協議では、図書購入に充てる寄附金収入に関連し、市内小・中

学校の図書充実の状況についての質疑がありました。

協議以外で、執行部より、一昨年より取り組んでいた本巢市教育基本計画の策定が完了し、本巢市が今後10年間で目指す教育について報告がありました。

以上、報告といたします。

○議長（遠山利美君）

次に、産業建設委員会の報告を委員長に求めます。

産業建設委員会委員長 村瀬明義君。

○産業建設委員会委員長（村瀬明義君）

産業建設委員会から御報告をいたします。

6月25日午前9時から、糸貫分庁舎2階特別会議室において産業建設委員会を開催いたしました。委員会には委員6名と議長が出席し、藤原市長、小野副市長、山田産業建設部長、杉山上下水道部長、山田林政部長ほか関係職員の出席を求め、付託案件4件の審査、協議案件2件について慎重に協議をいたしました。

初めに、市道路線の認定及び廃止箇所の実地視察を行いました。

引き続き、午前10時10分から産業建設部の付託案件、議案第34号、議案第35号、議案第36号及び議案第38号の審査、協議案件、議案第39号の産業建設部、林政部に属する予算についての協議をいたしました。

審査案件についての質疑では、議案第34号については、入会地の影響について、公益上必要な建築物等の特例について、線引き都市計画区域選択の結果、旧糸貫町では開発規模によって手続が異なることについてなどの質疑がありました。

続いて、議案第35号の審査については、地域の意見を酌み上げる機会について、入会地の取り扱いには慎重に対応することについてなどの質疑がありました。

議案第36号の審査については、質疑はありませんでした。

議案第38号の審査については、市道糸貫1289号線の認定提案に至る補足説明について質疑がありました。

議案第39号の協議については、ジャンボタニシについて、現在の発生状況と隣接の瑞穂市との連携した駆除について、この事業は、緊急雇用事業にかかわらず今後も継続して実施することについての質疑がありました。

協議以外で、執行部より、25日早朝の宝珠地区の異臭発生についての説明がありました。

続いて、上下水道部関係の協議案件、議案第39号の協議をし、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第40号の協議に入り、市内の水道管の耐震化の状況についての質疑がありました。

以上、報告をいたします。

○議長（遠山利美君）

次に、総務企画委員会の報告を委員長に求めます。

総務企画委員会委員長 高田文一君。

○総務企画委員会委員長（高田文一君）

それでは、総務企画委員会から報告をさせていただきます。

6月28日午前9時から、本庁舎第1委員会室において総務企画委員会を開催いたしました。

委員会には委員6名が出席し、議案説明のため、藤原市長、小野副市長、中島総務部長、高田企画部長、山田根尾総合支所長、矢野会計管理者のほか関係職員の出席を求め、協議案件1件の協議をいたしました。

初めに、総務部関係の協議案件、議案第39号の総務部、議会事務局、根尾総合支所及びその他の委員会に属さない予算について協議をし、特に質疑はありませんでした。

続いて、企画部関係の協議案件、議案第39号の協議に入りましたが、ここでも特に質疑はありませんでした。

以上、報告いたします。

○議長（遠山利美君）

以上で諸般の報告を終わります。

日程第3 議案第34号から日程第5 議案第36号まで（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（遠山利美君）

日程第3、議案第34号 本巣市特定用途制限地域における建築物等の制限に関する条例についてから日程第5、議案第36号 本巣市立公園条例の一部を改正する条例についてまでを一括議題といたします。

議案第34号から議案第36号については、産業建設委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過及び結果の報告を求めます。

産業建設委員会委員長 村瀬明義君。

○産業建設委員会委員長（村瀬明義君）

では、議案第34号 本巣市特定用途制限地域における建築物等の制限に関する条例について。

入会地の影響について質問があり、以前より規制対象となっている区域について、従前と同じであるが、新たに用途地域指定を受ける区域については影響が出る。入会地の土地所有については明確化されていないので、今後、管理組合の検討が必要と考えるとの回答がありました。

次に、公益上必要な建物等の特定についての質問があり、例年、地域に工場を建設することは規制を受けるが、現在、その地域の中にある工場については、敷地を拡大して増築しようとする特定認可となる。その場合には建設審議会及び公聴会を開催し、周辺住民の意見を聞く場を設けることとなっている旨の回答がありました。

さらに、線引き都市計画区域選択の結果、旧糸貫町では開発規模によって手続が異なることについての質問に対しては、将来的には県からの事務移譲の段階で考えたいとしている旨の回答がありました。

採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

議案第35号 本巢市地区計画等の案の作成手続に関する条例について。

まちづくりについて、地域の意見を酌み上げる機会はあるのかとの質問に対し、地域住民の意見を聞くための手続条例であるとの回答がありました。

次に、入会地の取り扱いには慎重に対応するようにとの意見がありましたが、現在、入会地管理組合より委託を受けた岐阜県都市整備協会で各種問題の解決策を検討していることから、その結果を待ちたい旨の回答がありました。

採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

議案第36号 本巢市立公園条例の一部を改正する条例について、慎重に審議いたしましたが、特に質疑はありませんでした。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

○議長（遠山利美君）

議案第34号 本巢市特定用途制限地域における建築物等の制限に関する条例についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第34号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立多数です。したがって、議案第34号 本巢市特定用途制限地域における建築物等の制限に関する条例については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第35号 本巢市地区計画等の案の作成手続に関する条例についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第35号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立多数です。したがって、議案第35号 本巢市地区計画等の案の作成手続に関する条例については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第36号 本巢市立公園条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第36号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第36号 本巢市立公園条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第6 議案第37号（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（遠山利美君）

日程第6、議案第37号 本巢市民俗資料館条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第37号については、文教福祉委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過及び結果の報告を求めます。

文教福祉委員会委員長 臼井悦子君。

○文教福祉委員会委員長（臼井悦子君）

文教福祉委員会から1件報告いたします。

議案第37号 本巢市民俗資料館条例の一部を改正する条例について。

登記の事務手続に関する質問があり、地籍業務の中で処理される旨の回答がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上、報告いたします。

○議長（遠山利美君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第37号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第37号 本県市民俗資料館条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第7 議案第38号（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（遠山利美君）

日程第7、議案第38号 市道路線の廃止及び認定についてを議題といたします。

議案第38号については、産業建設委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過及び結果の報告を求めます。

産業建設委員会委員長 村瀬明義君。

○産業建設委員会委員長（村瀬明義君）

議案第38号 市道路線の廃止及び認定について。

市道糸貫1289号線の認定提案に至る補足説明についての質問があり、平成21年度に地元から要望があり、拡幅に必要な土地については寄附の申し出があったことから、今回、認定だけをお願いする旨の回答がありました。

採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

○議長（遠山利美君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

黒田君。

○3番（黒田芳弘君）

この市道の糸貫1289号線につきまして御質問させていただきたいと思いますが、これは今後市において大変大きな影響が懸念をされますので、何点か質問させていただきますが、今回のこの認定の理由が道路を整備するための市道認定ということでありました。ただいまの委員長報告を聞きますと、平成21年に地元から要望を受け、寄附行為を行うものという説明でありましたが、そもそもこの土地、現況の道路は、農道なのか、私道なのか、どのようなたぐいの道なのか。また、寄附の話がありましたが、その寄附の時期についてはいつなのか、お聞きしたいと思います。

○議長（遠山利美君）

村瀬委員長。

○産業建設委員会委員長（村瀬明義君）

その質問はございませんので、執行部の方で答弁をお願いいたします。

○議長（遠山利美君）

産業建設部長 山田君。

○産業建設部長（山田英昭君）

まず寄附の申し出のあったところに係ります現道のことでございますけれども、赤道、いわゆる農道でございます。幅員につきましては、ちなみに2.5メートルでございます。

それから、寄附の時期につきましては、今のところ、寄附をいたします、寄附を承諾しますという書類をいただいておりますが、この認定後、早急にそういった手続を進めたいというふうに考えております。以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長（遠山利美君）

黒田君。

○3番（黒田芳弘君）

提案の理由が、先ほども申しましたように道路整備という理由でありますので、今後、予算計上されまして、そのことがこの議案とセットで考えていかないかんと思っているわけではありますが、現況を見てみますと、この整備につきましては、隣接地の用地買収も必要かと思えますし、もろもろ測量設計ですとか、また道路整備に係る費用等、多額の費用が必要となってくることが予想されますが、その概算費と施行時期についてはいつごろなのか、お尋ねをいたします。

○議長（遠山利美君）

委員長 村瀬君。

○産業建設委員会委員長（村瀬明義君）

執行部の方でお答えをお願いします。

○議長（遠山利美君）

産業建設部長 山田君。

○産業建設部長（山田英昭君）

まず概算予算でございますけれども、分筆の費用と、それから改良のための施工費ということに

なってきますけれども、分筆につきましては20万ないし30万、それから施工費につきましては200万円前後というふうに考えております。まだそういった積算等はもちろんしていませんので、これは概算の概算でございます。

それから、施行時期につきましては、今のところは具体的には何もない白紙の状態でございます、今後の状況を見て対応するというところでございます。特に決めてはおりません。以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長（遠山利美君）

黒田君。

○3番（黒田芳弘君）

私としましては、この議案、大変重要な議案やと思っておるわけですが、今、何点か質問しますと、委員会の中ではそういった議論がなかったので執行部の方ということでございますが、この現場を見てみますと、皆さんにお配りしたこの地図では載っておりませんが、西隣の田んぼが宅地造成されまして、南北にきちんとした道路が整備をされておる状況であります。今後、今までの事例があると、当然、これが今後市道として申請をされ、それにつきまして私たちが今までの経緯を踏まえると市道として認定をしなければならないと思っておりますが、そうした場合、道路自体を考えますと、南北をつなぐ道路が、この道路の方が真っすぐで見通しもよく、この交差点部の出入りも大変いいということがあります。そういった場合、これ1件、宅地1軒分だけを隔てたところはこの道路があるわけですね。そういった場合、本当にそもそもこういったものが市道として必要なのかという疑問がありますが、この点につきましては、委員長、どんな御判断をされましたか、お尋ねします。

○議長（遠山利美君）

委員長 村瀬君。

○産業建設委員会委員長（村瀬明義君）

それは私、思いますには、地元の要望で区長さんで申請をされたので、必要だと私は思っております。

[挙手する者あり]

○議長（遠山利美君）

黒田君。

○3番（黒田芳弘君）

必要だということではありますが、この件につきましては、私、ちょっと意見が違いますが、私が議員となってから、こういった道路認定のことをいま一度振り返ってみますと、モレラの開発ですとか、小柿のパチンコ屋の周辺の開発、また小規模な団地の開発等が行われ、それぞれ開発の業者が自費で市道として規定を持った道路をつくり、それを寄附といった形で受け、市道として認定していった経緯がございますが、これを寄附を受けるという形で市道として認定して建設ということ

を認めてしまいますと、今後そういったことが多々要望として上げられ、公平さを保つためには全部認めていかなければならないというような事態が想定されますが、この点につきましてはどういった見解をお持ちか、お尋ねいたします。

○議長（遠山利美君）

委員長 村瀬君。

○産業建設委員会委員長（村瀬明義君）

執行部の方でお答えをお願いします。

○議長（遠山利美君）

産業建設部長 山田君。

○産業建設部長（山田英昭君）

こういった寄附について、今後どういうふうに影響するかということでございますけれども、道路の認定につきましては、開発協議によるものと、それから自治会からの要望によります、そういった改良に基づいて道路整備をするといった部分がございまして、開発協議によりますものにつきましては、協議の中で整備をしていただいて、それから寄附というようなことで指導をさせていただいております。また、地元からの要望については、状況によりまして、今までは廃止という形でございましたけれども、寄附ということであれば、それを拒むというものではございません。特に影響はないものというふうに考えております。今後のそういった整備に特に影響はないというふうに考えております。以上でございます。

○議長（遠山利美君）

ほかにありますか。

[挙手する者あり]

大西君。

○16番（大西徳三郎君）

今の部長の答弁を聞いておりますと、地元の自治会から要望で寄附されるということで、拒むものではないと最後言われましたけど、自治会から上がってくるやつはみんな寄附を受けますよと。そうすると、普通だったら整備して寄附するのが、さっきの黒田議員の話もあったように、整備して寄附するのが普通ですけど、そうでなくて、とりあえずそんな整備なんかもうやっかいだしお金もかかるということで、寄附をすれば市があと道路整備もしてくれると、そういうことの例をつくるような気がしてなりません。それで、今、寄附されようとしておるところは、私もちょっと見ましたけど、地域の皆さんが本当に必要であるのか、利用されておるのか。それを見ると、そうではないような地域だと思うわけですね。だから、地元から寄附されて、寄附を拒む必要はないというふうですけど、これは一つの例を残すような気がしてなりませんので、その辺のこと、先ほど言われましたけど、慎重な対応をするべきではないかと、私はそのように思いますけど、いかがでしょうか。

○議長（遠山利美君）

産業建設部長 山田君。

○産業建設部長（山田英昭君）

寄附を受けると申しまして、必要のない道路、また地元等に御意見をいただいて、そういった必要がないということであれば受ける部分はございませんけれども、今回に関しましては、地元の方からも要望が出ております。そういった内容で、将来的には整備の必要があるということで、今回とりあえず御寄附というようにお話でございますので、受けさせていただくということで、すべて寄附があれば受け入れるという意味ではございませんので、よろしくお願ひします。

〔挙手する者あり〕

○議長（遠山利美君）

鏑本君。

○2番（鏑本規之君）

建設委員のメンバーの一人として、先ほど黒田議員の方からいろんな質問がなされた。その中において、当委員会の中においてそういうことが、委員長は報告は委員長が執行部の方に回答をお願いをしたということで、そういうことが語られていなかったのかというようなニュアンスの御発言がありました。

その中で、私はこういう事案について、認定をするべきところは21年度に地域から要望がありましたということですが、その以前も、それからメートルで言うなら10メートル満たないところに土地の開発が行われて、分譲住宅ができています。それでそこに広い道路が建設をされている。まだ認定をされていないということですが、もう今でも使用ができる。そういう中において、どうしてこの道路を新たに認定して、市のお金を使って道路整備をしなければいけないのかということもお尋ねをしておりますので、何も論議がなかったとか、そういうようなことを言われるのは、当委員会のメンバーとしていかがかと思ひますので、委員長もそういう討論があったということをお正確に述べていただきたいと思ひます。以上。

○議長（遠山利美君）

委員長 村瀬君。

○産業建設委員会委員長（村瀬明義君）

私が、そういう討論がなかったということは、金額的とかそういうお話はなかったと思ひておりましたので、そういう質問はなかったということをお言ひしました。一応その土地についての経過、その中にはいろいろございました。ございましたけれども、そういうことが言っていないということですので、御了解をお願ひしたいと思ひます。

○議長（遠山利美君）

ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者あり]

黒田君。

○3番（黒田芳弘君）

今、何回か質疑の中で申し上げましたとおり、私が現場を見た限りでは、恐らく近い時期に認定されるであろう、この宅地開発されたところの道路の方が利便性も高く、より多くの市民が利用するという事は、私が見た中では明らかでございます。また、寄附行為については、委員長は地元要望があったからという説明でありましたし、部長の説明では、必ずしも寄附行為があったものを全部受けるということではないということがありましたが、この条件より上回るものについては認めざるを得ない状況であると思います、これを認めるのであれば。そうしますと、将来の市の中のいろんな開発行為、またいろんな自治会内の小さな道路につきましても同じような事例が発生して、大変市の負担になることが私の目からは予想されますので、この議案につきましては反対とさせていただきます。

○議長（遠山利美君）

賛成討論はございますか。

[挙手する者あり]

後藤君。

○14番（後藤壽太郎君）

委員会の一員として賛成をいたします。なぜならば、自治会から要望があり、その内容を精査した中で、ケース・バイ・ケースで認定をするということを市当局の方も言うておりますので、その点、理解をし、賛成するものであります。以上です。

[挙手する者あり]

○議長（遠山利美君）

鏝本君。

○2番（鏝本規之君）

委員会の一人として、委員会の中でも反対した立場上、私も反対の意見を述べさせていただきます。

この土地、図面をよく見ていただきますとわかると思いますけれども、この道路を使用しなければいけないという、その土地に踏み込むことができないという土地は一つもありません。また、この道から西に、分譲住宅で1軒分の距離を離れたところに不動産会社が道をつくっておられます。当然そこも認定をされます。そこを通る方が極めて地元の人にとっては有意義であると思うし、この道が今、現状において仮になかったとしても、何ら住民に困ることはないと思っております。現実において、この道を通る人がどれだけいるかということをかながみたときに、100%とは言いませんが、ここの道を通らなければいけないという理由がどう見ても見当たりません。

また、地域の人からの要望ということでございますけれども、私が聞いた限りでは、地域の人か

らそういう声も確かにあろうかと思えますけれども、不必要だという声も上がっております。

そういうようなことをかんがみたときに、このことを認定することによって、今後これと同類の事案が出たときに、それを阻む理由が見当たらない。そうなったときに、ほかのところから同じような条件で寄附行為がなされ、市道として認定をしてくださいという申し入れが自治会の方からあったときに、それを拒む理由が見当たりません。私も委員会のメンバーとして、それを阻む何か条件があれば、このことにおいて何ら反対する覚えはないということでしたけれども、建設部長の話ではそういうものも見当たらないということでしたので、これをもし認定するとなれば、また後でいろんな問題が出る可能性が多分にあると思えますので、反対とさせていただきます。

○議長（遠山利美君）

賛成ございますか。

[挙手する者あり]

大西君。

○16番（大西徳三郎君）

この議案は産業建設委員会に議会として付託した。その委員会として審議されて、委員の皆さんは見識のある人ばかりが委員で、その結果、賛成多数で可とすべきという結果が委員長報告であったと思います。そういうことで、産業建設委員会の委員の皆さんの見識を信じて、私は賛成をしたいと思います。

○議長（遠山利美君）

これで討論を終わります。

これより議案第38号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立多数です。したがって、議案第38号 市道路線の廃止及び認定については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第8 議案第39号（質疑・討論・採決）

○議長（遠山利美君）

日程第8、議案第39号 平成22年度本巣市一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

鵜飼君。

○18番（鵜飼静雄君）

健康福祉部の関係で2点伺います。

一つは、病児・病後児保育事業の負担金113万6,000円が組まれています。現に説明によりますと、岐阜市、あるいは北方町で実施をしているという、そこを利用するという事なんですが、北方町のホームページを見ておりましたら、北方町病児保育委託施設バオバオというところにリンクするようになっておりましたら、これを見ますと、その案内が記されています。

実際に利用する段になって、利用したい人がすぐ対応できるような知識をきちんと知らせていくことが必要だし、どういう場合に利用できるか。利用料については2,000円ということではあるんですが、細部についてどのようにきちんと周知徹底されていこうとされているか、この点について伺いをしたいと思います。

二つ目は、児童福祉費で、保育園費の中の保育所の賃金が減額になって、今度、人材派遣の委託料ということに変更になっておりますけれども、こうなった背景について御説明をお願いしたいと思います。

○議長（遠山利美君）

健康福祉部長 浅野君。

○健康福祉部長（浅野 明君）

ただいまの御質問でございますが、病児・病後児保育の体制につきましては、今後、内容につきまして広報等で周知を図っていきたいというふうに考えております。

そして、2点目の保育所の組み替えの関係でございますけど、今年度の3月に日々雇用の職員が多数退職したということで、公募したところ、なかなか人が集まらなかったということで、今回、人材派遣の方へお願いしたという結果でございます。今後につきましては、保育所の申し込みも今年度若干早く申し込みをして、計画的に公募による雇用を図っていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

〔挙手する者あり〕

○議長（遠山利美君）

鵜飼君。

○18番（鵜飼静雄君）

1番目については、徹底を図られていくということなんですけれども、先ほど申し上げましたバオバオについては、こういうチラシでやっているんですね。例えば広報ですと、ここまでのことはなかなか書けないですね。だから、新しい事業ですので、きちんと徹底できるような対策を講じてほしいと。広報の一部分に載せたからいいんだという以上に求められているのではないかとこのように私は思っていますが、それなりの対応をぜひお願いしたいということを思っております。

二つ目については、事情についてはわかります。先ほどの説明から考えますと、今回、人材派遣に委託をするというのは、あくまでも緊急避難措置ということで、原則的にはやっぱり従来の形でやっていききたいというふうに理解してよろしいでしょうか。

○議長（遠山利美君）

健康福祉部長 浅野君。

○健康福祉部長（浅野 明君）

今御指摘のとおりでございます。従来のとおり公募による募集を進めていきたいというふうに考えております。今回につきましては、緊急やむを得なかったということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（遠山利美君）

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第39号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願ひます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第39号 平成22年度本巢市一般会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第40号（質疑・討論・採決）

○議長（遠山利美君）

日程第9、議案第40号 平成22年度本巢市水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第40号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願ひます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第40号 平成22年度本巢市水道事業会計補正予算（第1号）に

ついては、原案のとおり可決されました。

日程第10 報告第11号（上程・説明）

○議長（遠山利美君）

日程第10、報告第11号 専決処分の報告についてを議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長 藤原君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、本日提出いたしました追加案件につきまして御説明を申し上げたいと思います。

まず、報告第11号 専決処分の報告について（道路舗装の穴による事故にかかる損害賠償）についてでございます。

平成22年4月20日に本巢市道糸貫5001号線長屋地内におきまして、道路アスファルトの一部が欠け、穴になっているところにタイヤが落ちた事故につきまして、損害賠償金1万4,813円として和解する専決処分をいたしましたので、これを報告するものでございます。

なお、損害賠償金につきましては、全国町村会総合賠償補償保険により対応するものでございます。よろしく願いいたします。

○議長（遠山利美君）

報告第11号 専決処分の報告については、以上で報告を終わります。

日程第11 議案第41号及び日程第12 議案第42号（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（遠山利美君）

日程第11、議案第41号 本巢市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について及び日程第12、議案第42号 本巢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを一括議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、引き続きまして提案説明を申し上げたいと思います。

まず、議案第41号 本巢市消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてでございます。

父子家庭の父を新たに支給対象とするための児童扶養手当法の一部を改正する法律により、他の給付との調整を図るための条項が改正されたことに伴い、同条項を引用しております非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令等の一部改正により、関係規定を整備するものでございます。

次に、議案第42号 本巢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてでございます。

国民健康保険税につきましては、平成22年度から国保税の改正を行ったところでございますが、

平成21年度の国保会計の決算状況等を踏まえ、税負担の軽減を図るため、平成22年度から3年間で税率等を段階的に引き上げる附則改正を行うものでございます。

以上、よろしく御審議いただきまして御議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（遠山利美君）

議案第41号 本巣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第41号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第41号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第41号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第41号 本巣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

議案第42号 本巣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

鵜飼君。

○18番（鵜飼静雄君）

今回の国保税条例の改正につきまして、積極的賛成ではありませんけれども、賛成をするという立場から、1点、市長にお伺いしたいと思います。

本巣市の基金の状況については、昨日も説明がありました。県内の、たくさんは調べられませんでしたけれども、幾つかを調べてみまして、それぞれの持っている基金が1世帯当たりになると幾らになるだろうかということをおおざっぱに計算してみましたので、紹介いたします。岐阜市の場合には8,000円、高山市6万8,000円、多治見市3万1,000円、瑞穂市2万円、本巣市10万2,000円、年度

の違いが若干あるかもしれないので、100%正確な数字とは申し上げませんが、おおむねこういう状況であります。本巢市が群を抜いていることはおわかりだと思います。

そういう状況の中で、他の市では基金の取り崩し、あるいは一般会計からの繰り入れも含めて、負担の軽減を少しでも図ろうということでやった結果だろうというふうに思いますが、今月25日に国民健康保険の運営協議会が開かれ、聞くところによりますと、その場で市長がこうした基金の取り崩しや、あるいは一般会計からの繰り入れを是認するというような発言をされたというふうに聞いておりますけれども、改めてこの場で考えをお伺いしたいと思います。

○議長（遠山利美君）

市長 藤原君。

○市長（藤原 勉君）

今回の追加提案に関連しまして今御質問ございましたことについてお答え申し上げたいと思いますが、基金というものは、合併以来4年間かけて7億積み立ててきております。そういったことで、確かに基金残高というのは多くなっております。今お話しのように、県内の市町村でこれだけ多くの基金を持っておるのは高山市が近々であるという、今お話しのとおりでございます、高山市がたくさん持っている。ただ、今までの県の指導等は、3ヵ月分ぐらい支払えるような基金を持つべきだというような御指導もいただいたというふうにも伺っておりまして、そういうことを今までも守りながら、現在、基金残高が5億数千万でございますけれども、当初7億ぐらいという基金残高を積み上げてきたというのが現状でございます。

そうした中で、近年、国の方は政権もかわりまして、25年を目途に一本化というんですか、市町村国保を一元化するような動きも出てきております。これは若干ずれる可能性もあるかと思いますが、そういうことも先日の国保協議会でもお話を申し上げましたけれども、そういったことを踏まえてまいりますと、今ある基金というのを一本化、一元化されたときには、この基金もすべてどこかへ持っていかないかんとすることもございます。そうした中で、ぜひそういうことにならないように、この金もすべては市民の税金で積み上げたものだという前提でございますので、そしてまた、一度出したものはまた一般会計へ繰り入れるということはできませんので、それを国保の中でうまく使っていただくということを前回の協議会のときにもお話をさせていただいたこととでございます。

そういったことで、今回、急激な、特に先ほどの提案説明にお話し申し上げましたように、今回の22年度に上げるときの状況は、きのうお話し申し上げましたように、21年度の半年間のところでは本当にすごい勢いで医療費の増があったというようなことで、それを踏まえてまいりますと、今、基金残高を持っておるのも、とてもやないけど1年もたないというようなことで、税制改正をさせていただいて、税率アップということでお願いをして、3月議会でも議決いただいたというところとでございます。ところが、その後、この5月になりまして決算が大体出てまいりまして、この結果、残り半年というのがもう本当に数段改善されたというようなことで、前年20年度並みの基準まで落ち込んできたというようなことで、例年ですと、どんどんもつとふえるものが、冬場に至っ

てぐっと減ったということもありまして、思いのほか繰越金が出てまいりました。そういったことで、先ほど申し上げました25年、26年になるかわかりませんが、そういった動き、そして繰越金等々を判断いたしますと、ここで一気にやっつておいていけないやろうというようなことで、ぜひ負担軽減ということを段階的にやらせていただきたいということで提案をさせていただきました。

ただ、基金も使いながらやるというお話になっておりますけれども、最終的に全部食いつぶして、今の残り5億を食いつぶして、じゃあその後どうかというお話も、確かに協議会でも御議論がございました。それについては、そうしますという断定的なお話は申し上げておりません。これは私が判断することじゃなくて、議会の皆さん方、市民の皆さん、また議会の御意見もお聞きしながら、どうあるべきかということについて、一般会計から追加して出すか出さないかというのは、またそのときに判断をしたいというお話をしております。決して一般会計から持ち出してどんどんやりますよというお話は申し上げてはおりません。ただ、基本的には、今申し上げましたように、皆さん方にも御相談をしながら、また他の市町の例、そして基金の保有残高の状況等々も考えながら進めていきたいというふうに思っております。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（遠山利美君）

高田君。

○6番（高田文一君）

関連性のことにつきまして、将来のことにつきましてお聞きをするんですが、今、市長も25年云々という話をされまして、2013年の3月でございましたか、後期高齢者医療制度を廃止するという厚労大臣の発表が先月なされたと思います。そうしますと、医療制度が廃止になれば、当然、国保に加入しなければならない人がどのくらいでしょうか、ほとんどと言っていいのかわかりませんが、多くの方が国保に加入されてきます。そうしますと、国保税の問題をまた検討しなくてはいけないという時期に来るわけですが、そこで、例えば法律が改正され、税が改正され、当然、条例案を改正しなきゃいけないということになります。それまでの段階ですね。その過程をどういう経緯で踏んでこられて議会で提案されるのか。当然、国保運営委員会というのがございますけれども、そういうところできちんきちんと討論・議論されて確立して、そして議会提案というふうになるのかどうか、今のお考えを部長にお聞きしたいと思います。

○議長（遠山利美君）

市民環境部長 坂井君。

○市民環境部長（坂井嘉徳君）

今後につきましては、市長が先ほど申し上げましたように、平成25年というふうなお話がありました。しかしながら、これからそれを県で煮詰めていくという段階でございまして、必ずしも25年に広域化ができるというものではございません。したがって、今の段階といたしましては、当然、国保といいますのは独立採算で持っていくということでございますので、明らかに納税者の税で精

算をしていくと。この基本につきましては対応していくということでございますので、基本的には単年度決算を見て、翌年度、それに見合うものを補充していくということでございます。

ただ、県内の状況等を見ますと、どこも基金で対応したり、あるいは先ほど申し上げましたように、その単年度急激に上がった場合は一般財源等の繰り入れもされております。本巢市の場合は基金がある程度あるということで、そういう安全面を果たしておりますので、今後については県の段階、国の流れ、そういうものを勘案しながら動いていきたいと。したがって、今回改正は直前になりまして、無理なところをお願いした嫌いがございますが、直前のスパンで内容を検討して御提案を申し上げていきたいということでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（遠山利美君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第42号については、委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第42号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第42号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第42号 本巢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩します。10時35分から再開しますので、よろしく願います。

午前10時15分 休憩

午前10時35分 再開

○議長（遠山利美君）

休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第13 発議第6号（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（遠山利美君）

日程第13、発議第6号 木曾川水系連絡導水路事業の推進を求める意見書についてを議題といたします。

発議第6号について、提出者に説明を求めます。

提出者、高橋勝美君。

ちょっと暫時休憩します。

午前10時37分 休憩

午前10時40分 再開

○議長（遠山利美君）

再開します。

○7番（高橋勝美君）

木曽川水系導水路事業の推進を求める意見書について、提案させていただきます。

木曽川水系連絡導水路は、揖斐川から長良川を經由し木曽川までを結ぶ全長約43キロにわたる水路であり、徳山ダムに開発された愛知県及び名古屋市の都市用水を導水することを目的に建設が進められている。

さらに、木曽川水系の異常渇水時には、徳山ダムに確保された渇水対策容量を長良川、木曽川に緊急水として導水することで河川環境の改善を図るとともに、木曽川下流域だけでなく、木曽川上流域ダム群の枯渇を防止することにより、過去幾度となく渇水に苦しめられてきた可茂・東濃地域の水を確保するための渇水対策としても大きな効果を期待され、ぜひとも必要な施設である。

こうした中、平成22年度の政府予算案において、連絡導水路事業は新たな段階に入らない「検証対象」に区分され、建設に要する費用が盛り込まれることなく、ダム事業見直しの一環として凍結が継続されており、今後、国は有識者会議が今夏に示す予定の評価基準に沿って建設の是非を再検証することとされている。

連絡導水路事業のもととなる水は、長年住みなれた故郷からの移転を余儀なくされた旧徳山村民を初めとする関係者の深い理解と協力があつて徳山ダムに確保された貴重な水である。こうして確保された水は、異常渇水などから地域住民の生活や生命を守る上で必要なものである。近年の地球温暖化による異常気象の影響から、大規模渇水の発生が懸念されており、これに対する備えが必ずしも十分であるとは言えないのが現状である。

このため、連絡導水路事業の推進は、我々の生命と生活を守るとともに、それぞれの地域にとって必要不可欠なものであり、こうした地域の実情を十分配慮し当事業を着実に推進すべきである。

よって国におかれては、これまでの経緯や地域の実情、地方の意見を十分に踏まえ、連絡導水路事業を着実に推進されるよう求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年7月1日、衆議院議長様、参議院議長様、内閣総理大臣様、財務大臣様、国土交通大臣様、内閣官房長官様ということで、提出者、私、本巣市議会議員 高橋勝美、賛成者、本巣市議会議員 中村重光、賛成者、本巣市議会議員 後藤壽太郎、同じく賛成者、本巣市議会議員 道下和茂。以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（遠山利美君）

これより提出者に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

高田君。

○6番（高田文一君）

この木曾川水系連絡導水路の事業につきましては、20年の9月だったと思いますが、私、実は一般質問をしております。その一般質問の内容につきましては、当然のことながら、工事の、要するに山の中へ直径4メートルの穴を掘りながら43キロ持っていくという計画でございまして、いわゆる文殊の森の山の中を4メートルくぐって持っていくと、その時点ではそういう話でございましたし、当然のことながら、振動とか、粉じんとか、工事の安全対策、それから植物、動物等おりますので、生態系の十分な調査をお願いしたい等々の御質問でありました。当時、答弁をいただきましたのは、当然、県とは綿密な連携をとりながら進めていきたいと思うし、さらに地元の皆さんの意見、あるいは座談会等を進めていくという回答のままでございますので、今、提案がございました、そういう意味が、いわゆる中ほどの方の「建設の是非を再検証する」ということであったり、一番最後の方に書いてございます「これまでの経緯や地域の実情、地方の意見を十分に踏まえ」云々ということを文言としておられますので、当然、私が質問し、あるいは答弁をいただいた内容をここに含まれているというふうに理解してよろしいですか。

○議長（遠山利美君）

提出者 高橋君。

○7番（高橋勝美君）

一昨年の7月に本巢市議会の全員協議会の席へ国交省、それから水資源公団、県等がお見えになりまして説明会を持たれました。そのときには、今、高田議員からの御質問等のことが網羅されたような説明会があったんではないかと、私はかように思っておりますが。

[挙手する者あり]

○議長（遠山利美君）

高田君。

○6番（高田文一君）

ですから、そういうことを含めて、この文言の中に含まれているというふうに理解してよろしいですね。

○7番（高橋勝美君）

そういうことでございます。

[挙手する者あり]

○議長（遠山利美君）

鵜飼君。

○18番（鵜飼静雄君）

この意見書の案の中にいろいろ書かれております徳山ダムの問題については、過去からいろいろ因縁がありまして、国はこうした事業をやっていく当初の目的はとりあえず利水ということでありながら、だんだん情勢が変わってくると、勝手に目的を変えていくというこそくな手段をやっておりますが、そういったことはさておきまして、この導水路に限って、特にこの本巢市にとってどうなのかということについてどのように考えて出されているかということをお伺いしたいと思います。

今、高田議員から話がありましたように、2年前の9月議会において質問がございました。この導水路の予定地にされるところについては、崩落危険地域であったり、あるいは土砂災害の危険がある地域というふうに指定をされています。こうしたことに対して、安全性の問題から大きな不安が示されたわけであります。先ほど高橋議員の話ですと、その前に国交省が来て説明したことで尽くされているというような言い方をされますけれども、高田議員が質問したのはその後ですね。その後の9月議会で質問しているわけです。そのときに執行部がどういうふうに答弁しているかというのと、今後、水資源機構や国に対して、地元住民に対しても十分な説明がされるよう申し入れていきたいと、こういう答弁がありました。こういった説明がこの2年弱の間にあったかということについては、私は残念ながら聞いておりません。なかったと思うんですね。そうしたことがないまま着工せよということについてはいかがなものか。本巢市の議員として、本巢市の住民の安全を考えたときに、それが果たして正しいことなのか。それをやりながら着工せよということでもなしに、安全性を確保されて、その上で考えていくべきことだというふうに私は思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（遠山利美君）

提出者、高橋君。

○7番（高橋勝美君）

先ほど一番初めの、本巢市としては通過するだけで何もメリットはないんじゃないかという御意見等もございましたが、この導水路工事が200億以上かかるんだと思いますが、それによって、スーパーゼネコンさん等が工事はとられるかもわかりませんが、それに関連して本巢市内の土木業者さんは、大変この景気の悪いときに景気の活性化でよくなっておるんじゃないかと、私はかように思っております。

それと今の安全面においては、これは再度、国交省、水資源とも折衝していただいて、完全に皆様方に御迷惑をかけんやり方をさせていただくということで、ひとつ御理解いただきたいと思っております。

〔挙手する者あり〕

○議長（遠山利美君）

鵜飼君。

○18番（鵜飼静雄君）

前半に言われたことについては、先ほどあったように、4メートルという大きなものが地下を潜っていく工事を地元の業者でやれるでしょうか。基本的にゼネコンになってくるというふうに思います。

そのことは置いておいても、私が一番特に本巢のやっぱり住民として考えていかなければならないのは、安全を何とかしてくださいということ、それを考えながらやってくださいということではなしに、安全をこういうふうに確保するんだと。だからやるんだというやったらまだしも、それが、2年たっても何ら方向性が示されていない。国交省が来た説明会のときにも一つ質問しましたけれども、それはこれからのことですという話で、結局、何にも明らかにされていないままどんどん進めよう、進めようという話でこの間来ておったわけですね。それが、今、政権がかわって凍結されておりますけれども、いずれにしても、地元住民の安全を守るために一番必要なのは、そういった崩落危険がある、あるいは土砂災害の危険がある、土石流の危険があるというような地域だからこそ、そのことについての対応を明確にした上で、じゃあどうするのかというふうに持っていくのが筋だろうというふうに思います。その点について、これから一緒にやっていけばいいという見解であれば、全く思いが100%というか、180度違うというふうに言わざるを得ませんけれども、どうでしょうか。

○議長（遠山利美君）

提出者、高橋君。

○7番（高橋勝美君）

たまたま去年の8月までは、政権交代前は、この導水路事業はやるということで政府も決めておったわけでございますが、政権交代して、事業を中止というか、事業を新しく見直しをするというようなことになりまして、その意見書として、安全対策も大事でございますが、ぜひこういう導水路工事を着工してくださいということをお願いをする意見書でございますので、あわせて安全面においても加えていただかないかということ、その辺はちょっとまた問題がございますが、どうするかということになります。そういうことでこの意見書を提出したいと、かように思っておりますから、ひとつよろしくお願いします。

〔「これ以上はやめときます」と呼ぶ者あり〕

〔挙手する者あり〕

○議長（遠山利美君）

鏑本君。

○2番（鏑本規之君）

意見書を今読ませていただいているんですけども、徳山ダムを当初つくられた計画の中において、この導水路の計画は当初計画がなされていなかったと思っております。そして、時代の背景が少し変わってきた段階において、徳山ダムをつくったけれども、本来の太陽光発電所の事業もなされていない。そういうような中において、つくったものが無駄にならないようにするためにはどうしたらいいかということで、この導水路の案が浮上したと思っております。

本当にこれが必要であるか否かということの論議を本当にしてあるのかということも踏まえ、また、ここに陳情書にも書いてあるようなことが現実に行われるのであるのかということ、また鶴飼議員初め私の前に質問した人たちも、約4メートルの管を地中に埋めるということですが、

私も若いころ、そういう事業に携わっていた。それを製造しておった人間の感覚として、そういうものが半永久的に通用するというものではない。20年、30年先には、またそれを掘り返してやらなければいけないということもあるし、また万が一、それが壊れた場合、どのぐらいの水量が下流に流れるかということもかんがみたときに、今の提案されている、うわさで流れているような工法、そういうものを私が聞いた範囲内では、とても安全な工法とも思えないし、また岐阜県、愛知県は推進を求めているように思いますけれども、名古屋、その他もろもろのところでも反対の意見がある中において、本巢市としてこの意見書を提出することはいかがかと思う。また、そういうことに対して説明をしていただきたいと思っております。いつこういう問題が提案をされたのか。そして、これがどのように水路として水が使われるのか。渇水時と言われるけれども、今現状において本当に渇水というものがあるのかということも踏まえてお答えをお願いいたします。

○議長（遠山利美君）

提出者、高橋君。

○7番（高橋勝美君）

もともと、1点は、徳山ダムの工事というか、徳山ダムをつくろうというときには、愛知県、名古屋市等が案分の負担をしておるわけでございますね。それによって、後からこの導水路の問題が出てきたかもわかりませんが、そういうことで、特に岐阜県としても木曾川の水を使っている美濃加茂、それから東濃地方、多治見関係も、非常に水が少ないときもあるわけでございますね。そういうことで、これは本巢市としては通っていくわけでございますけれども、向こうのかんがい用水等にも大変利用価値があつて、農産物等にも影響がしてくると思うわけでございます。そのために、岐阜県としてもこの導水路はぜひやってほしいということで、国の方へも要望を出しておられるということでございます。

[挙手する者あり]

○議長（遠山利美君）

鏝本君。

○2番（鏝本規之君）

今の御説明の中に、当初、3県が負担金という形で出されておられたという説明でございますけれども、その当初は、今から四半世紀も前ぐらいになるのかな。その当時からの云々で話をしてみると、経済云々の状況が非常に違っていた。それで、徳山ダムの建設において非常にいろんな形で障害があつたのか何か知りませんが、長い年月の中において、時代の風景、様相が変わってきたと思っております。

その中において、企業、もしくは住民の方たち、また農地に対しての水不足ということに対しては、それなりの措置がなされてきたと思っております。また、長良川においては水をとめるような、市民から反対のあるようなものが建設されて、そういうものが利用されることによってそういうものが解消されている。その中において、こういうものをまたつくるという。また、強いて本巢市の中を危険な4メートルからの水を運ぶものが通っていくであろうという計画になる中において、安

全性、また本巢市に対しての利益、そういうものをかんがみたときに、やはり今の説明の中では、この要望書を提出するにおいて少し足りないのではないかと。そういうところも踏まえて、要望をもう少し書き変えるなり、もう少し本巢市にとっての、変な言い方ですけども利益になるような、安全対策を盛り込むようなものを追加して提案されることを望んでおきます。

○議長（遠山利美君）

提出者、高橋君。

○7番（高橋勝美君）

特に今いろいろ御指摘をいただきましたが、そのようなことを盛り込み、提案書をもう一度つくり直しまして、再度検討して提出させていただきたいと思っておりますから。それはいかんか、議会の中で提出せないかんで。

○議長（遠山利美君）

訂正するの。取り下げるの。

〔発言する者あり〕

○7番（高橋勝美君）

それは努力するというのでいかんかな。提案させてもらったことのでいきたいと思っておりますので、ある程度その辺のところは、提出においては努力させていただきますから。

○議長（遠山利美君）

ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

これで質疑を終わります。

提出者は自席にお戻りください。

お諮りします。ただいま議題となっております発議第6号については、委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、発議第6号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者あり〕

鵜飼君。

○18番（鵜飼静雄君）

じゃあ簡単に討論を行います。まず提案者も含めて皆さんによく考えてほしいと思うのは、例えば東海環状自動車道、御望山の件で随分おこなっています。あれは原因がどこにあったかという、簡単に言えば、あそこの御望山自体の状況について全く無視して一方的に路線を引いて、これを強行にやっつけていこうとした結果でしかないと思うんですね。また、市がいろいろ事業をやろうというときに住民からいろんな不安が出された。それを不安はやりながら考えていきますから認めてくだ

さいって、認めるでしょうか。不安を解決する方法を示して、その上に立ってこういう事業をやりますということで説得するでしょう。それが普通の当たり前のやり方ですよ。それなのに、この導水路については、先ほども繰り返し何回も言いましたけれども、崩落の危険がある地域だ、土砂災害が起きる危険があるということを県みずから指定し、市としても指定している、そういう地域です。それなのに、それに対する安全対策をどうするんだということが一切明らかにされないまま、これからそれも考えながら、とにかく工事はやってくれ、そんなやり方が普通の行政の中であり得るわけではないです。そのことがどうしてこういう問題になったら皆さん認めていくのか、私、本当に不思議でかなわない。まさに原点に戻って態度を示してほしいということを申し上げて、反対討論とします。

○議長（遠山利美君）

賛成討論はございますか。

[挙手する者あり]

後藤君。

○14番（後藤壽太郎君）

賛成討論させていただきます。

今、鶴飼議員が言われたことはもっともであります。しかしながら、去年8月に政権交代をいたしまして、その中で事業仕分けの中で切られました。切られたものを検討するということはなかなかできないことでもあります。しかしながら、岐阜県といたしましても、こんな経済の疲弊している中で、一つでも多く国の事業を行うということは県経済の大きな刺激になるということも思います。また、木曾川水系の住民においても、あちらこちらで議決されている内容であります。そういうことからいたしましても、この事業を本巣市議会としても推進していくべきだと思っております。また、安全に対しては、きちっと決まる方向で行ったならば、その時点できちっとした本巣市議会としての意見も言うていく必要があるということは十分思っておりますので、よろしく御理解のほどをお願いします。以上です。

[挙手する者あり]

○議長（遠山利美君）

鏝本君。

○2番（鏝本規之君）

賛成の討論がありましたので、反対の討論をさせていただきます。

この計画そのものが本当に必要か否か。前の政権においてこのことが決定をされたという中において、また新しい政権になったときに、それを一から見直そうということで見直しがなされていると思うんですね。この本巣市議会の中においても、過去において決定されたことが、今の時代背景の中において不必要ではないかと思われる事業においては、議員として勇気を持って、その事業を変更する勇気が必要かと思っております。そういうことも踏まえて、この意見書に対しての提出は、本巣議会として提出することにおいては反対とさせていただきます。

○議長（遠山利美君）

賛成討論ありますか。

[挙手する者あり]

黒田君。

○3番（黒田芳弘君）

個人的には大変苦しい立場でございますが、私も所属党の推進する立場でございますので、賛成の立場で討論に参加させていただきたいと思っております。

ただいま鏗本議員から、今の時代において社会の情勢がいろいろ変化して、この導水事業そのものが必要なかという御意見があり、反対というようなことでありましたが、そもそもこのダム事業というものにつきましては、計画から約半世紀を要するような、大変長い期間を要する事業でございます。もともと、先ほどもございましたが、この徳山ダムにつきましては利水を目的とすることで建設が計画されたダムでありまして、この導水路の完成をもって初めてこの徳山ダムの事業自体が完成するものと私は認識をしております。また、この事業に関しましては、全村離村という中、この本巢市にも移住されてきましたが、大変つらい思いをして、悲しい思いをして国策に協力をしていただいた、こういった経緯もございます。長い年月の中には多少の社会情勢もあり、今、水の必要性も問われているところでございますが、そういったことを総合的に判断いたしまして、私は、この事業には推進する立場で賛成とさせていただきます。

○議長（遠山利美君）

これで討論を終わります。

これより発議第6号を採決します。

発議第6号を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立多数です。したがって、発議第6号 木曾川水系連絡導水路事業の推進を求める意見書については、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第14 発議第7号（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（遠山利美君）

日程第14、発議第7号 口蹄疫対策の強化・充実を求める意見書についてを議題といたします。

発議第7号について、提出者に説明を求めます。

提出者、14番 後藤壽太郎君。

○14番（後藤壽太郎君）

それでは、口蹄疫対策の強化・充実を求める意見書ということで、説明をさせていただきます。

提出者は、私、後藤壽太郎、賛成者、鏗本議員、高橋議員、鵜飼議員、中村議員に賛同を得まして提出をするものであります。

この口蹄疫につきましては、きょうの新聞にも宮崎対象の全27万6,000頭殺処分完了ということ

が出ておりました。しかしながら、今後、農家の再建支援を初め地域経済の復興に重点が移る。県は復興対策本部を設置、支援を本格化させるという宮崎県知事の意見が載っております。

また、岐阜県におきましても、きのう、第4回口蹄疫対策本部会議が開かれ、7月中旬には県内の消毒ポイントを1ヵ所設置し、実践の演習を行うということを言っております。そして、県は口蹄疫が疑われる事例が発生した場合には、国による判定とは別に県独自の判定会議を開いて、写真による判定を行う、迅速に初期活動体制を確立するということを言っております。

また、本巣市においても、市長の行政報告の中で、本巣市においては牛の飼育農家が5軒で709頭、そして養豚農家6軒において3,250頭が飼育されているということで、この口蹄疫の発生に対しては並々ならぬ予防が必要だということで、5月28日に本巣市の口蹄疫防疫対策本部を設置し、今後も見守っていくということが言われております。

そんな中で、我々本巣市議会としても意見書を提出し、しっかり県、または国にお願いをしていきたいということで提出するものであります。

条文は、今申しましたとおりですので、記からちょっと読ませていただきます。

一つ、口蹄疫の予防対策及びまん延防止対策の強化・充実を図ること。

2. ウイルスの進入経路の解明等口蹄疫の発生原因を早期に究明し、今後の防疫対策の強化を図ること。

3. 「家畜伝染病予防法」及び「口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針」を早期に見直し、初期行動計画を明確にすること。

4. 被害農家に対する支援の充実を図ること。

5. 風評被害の防止対策の強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものであります。この提出先は、県と国に対してあります。皆さん方の御賛同をよろしくお願いいたします。以上です。

○議長（遠山利美君）

これより提出者に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

自席へ戻ってください。

お諮りします。ただいま議題となっております発議第7号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、発議第7号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより発議第7号を採決します。

発議第7号を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、発議第7号 口蹄疫対策の強化・充実を求める意見書については原案のとおり可決することに決定しました。

日程第15 発議第8号（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（遠山利美君）

日程第15、発議第8号 本巣市議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

発議第8号について、提出者に説明を求めます。

提出者、9番 道下和茂君。

○9番（道下和茂君）

それでは、発議第8号 本巣市議会委員会条例（平成16年本巣市条例第160号）の一部を改正する条例を別紙のとおり地方自治法第112条及び本巣市議会会議規則第13条の規定により、議会運営委員会の委員の賛同を得て提出をさせていただきます。

提案理由といたしましては、議会の運営に関する意見をより幅広く取り入れるために、議会運営委員会の委員の定数を5人から6人に改める。また、常任委員会及び議会運営委員会の委員長、副委員長の不在期間をなくすため、委員の任期の規定を改めるものでございます。

詳細につきましては、別紙、本巣市議会委員会条例の新旧対照表がお手元に配付してございますので、これにより説明をさせていただきます。

第3条中第2項を第3項とし、同項の前に2項として「任期満了日前に後任委員が選任された場合の前任委員の任期については、当該後任委員が選任される時までとする」の1項を加える。

また、第4条のただし書きを削除する。

また、第5条第2項中の定数「5人」を「6人」に改める。

第8条第4項中「第3条第2項」を「第3条第3項」に改める。

この条例は、公布の日から施行をし、次の委員選任から適用する。以上でございます。よろしくお願いをいたします。

○議長（遠山利美君）

これより提出者に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

大西君。

○16番（大西徳三郎君）

今、提案者から説明をいただきまして、意見をより幅広く取り入れるという説明がありました。

今、本巢市、たしか新市になって7年目に入っていると思いますけど、当時、合併協の委員もしておりまして、そのいろんな新市の計画というか、骨格づくりに携わってきております。それから、新市になって残任期間がありまして49人の議員であって、それから18人の議会というふうになってきております。その過程において、先輩諸氏もですけど、議会についてのあり方をいろいろ指南というか、いろんな骨格づくり、また本巢市の後を託されたということで我々が今おるわけでありませ

す。
この過程におきまして、21人体制のときにおいても、この第5条第2項の5人から6人ということでもありますけど、21人体制のときも5人であって、幅広く意見を取り入れなかったかということ、そんなようなことは聞いたこともないし、事実なかったと思います。今、去年の10月から18人になって、これで幅広く意見を取り入れなきゃならんというような、どのようなことでこのような改正しようということになったのか、御説明をお願いします。

○議長（遠山利美君）

提出者、道下君。

○9番（道下和茂君）

ただいまの質問でございますが、議会運営委員会は、今、大西議員が申されたとおり、幅広く意見をお聞きし、意見調整を図るということでございますが、たしか合併協の在任期間の特例期間中は議員もたくさん見えたということで、8人という構成であったかと思えます。その後、21人体制になりまして5人になりましたが、5人で意見を聴取できないかということでございますが、やはり私の考えといたしましては、円滑な議会運営を進めていくためには、定数を1名増員させていただきまして、皆さんの、先ほども申しましたように幅広い御意見を賜りながら、円滑な議会運営を目指すということで提案させていただいております。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（遠山利美君）

大西君。

○16番（大西徳三郎君）

ということは、今、18人体制になっており、5人の議運の委員がメンバーですけど、幅広く意見を取り入れるということを言われますけど、何か支障が出てきておるのか。また、5人の中で意見をうまく統一ができないのか。それともいろんな差しさわりが出てきてそのように意見をもっと幅広く取り入れるために1人増員をするというふうになってきたのか。何かそのようなことがありましたら、お聞かせください。

○議長（遠山利美君）

提出者、道下君。

○9番（道下和茂君）

特段に問題はございませんが、先ほど申しましたように、少しでも多くの幅広い御意見を議会運

営に反映させていきたいという思いから提案をさせていただきました。よろしくお願いします。

○議長（遠山利美君）

ほかにございますか。

〔挙手する者あり〕

鏑本君。

○2番（鏑本規之君）

今、大西議員からいろいろと質問がなされて、提案者の人からまた説明がなされました。

その中を聞いてみますところ、49名の議員のときには8名のメンバーでやられていた。それで49名の人たちがいろいろと議論をして、議員の定数も21名となされた。そして、議会運営委員のメンバーも5名となされた。そして、21名の議員が当選をして、4年間、その意向に沿って物事がなされてきたと。その中において何か問題があったのか、こういう大西議員の質問に対して、提案者である道下議員は何ら問題はなかったという御回答でありました。また、18名になって、5名のままでやっておられて、何か問題があったかという御指摘もありましたが、何ら問題もなかったということであるとするなら、あえて5名を6名にする趣旨がよく理解できない。また、いろいろなことで市長さんに答弁を求めたりしたところ、財政厳しい折という答えで、何かにつけ削除をされることが多い中において、この委員会も議会を開く、委員会を開く都度に費用弁償等の費用がかかるんですね。5名にしても何ら問題がないところにおいて、6名にすることによってまた無駄な経費をかける必要はないかと思しますので、その点についての御説明をお願いいたします。

○議長（遠山利美君）

提出者、道下君。

○9番（道下和茂君）

先ほど申し上げましたように、議会の運営を円滑にするため、今まで問題がなかったかという答えに対しまして、全部が問題なかったわけではないですが、問題も、そういうことも耳にお聞きしております。そうした中で、委員をふやし、より皆さんの御意見を議会運営に反映していきたいと、そういうことをございますし、経費削減の折というお話もございました。そういうこともありまして、一方の選挙改選時の場合ですと、10月に臨時議会を開いて正・副委員長を決めるというようなこともできるだけ条文化をいたしまして、9月の定例議会中に決めていくということであれば、これも一つの経費削減になるということをございますので、御理解を賜りたいと思います。

〔挙手する者あり〕

○議長（遠山利美君）

鏑本君。

○2番（鏑本規之君）

今の質問の中に、最初、大西議員の質問の中においては何ら問題はなかったという御回答でありました。また、私の質問に対して、同じような質問もしたと思うんですが、問題があったから提出をするんだというようなふう聞こえました。また、私も議員の一員として、この数ヵ月、いろん

なところで議会活動をさせていただいております。また、そういう中において議運の方からの提案、その他議員の人たちからのいろいろなお話を聞く中において、何ら議運の中においてそういう討論云々が、問題点が発生したというようなことは提示をされておられません。どのようなことが問題として今までに上がったのか。もしお話しできる範囲内であるとするなら、お話をさせていただければ幸いですと思っております。

○議長（遠山利美君）

提出者、道下君。

○9番（道下和茂君）

個々の問題につきましては、今ここで議論をすることではございませんので、この提案理由につきましては先ほど申し上げたとおりでございますので、よろしく御理解を賜りますようお願いいたします。

〔挙手する者あり〕

○議長（遠山利美君）

鏝本君。

○2番（鏝本規之君）

それでは、経費のことについてお伺いをいたします。

費用弁償はさほど大きなお金ではないというふうにとられますけれども、私は、前の選挙のときですか、議会の中でいろいろ傍聴をさせていただきましたけれども、費用弁償を廃止するというような意見が多々あったかと。それが費用弁償が廃止にはならなかったという経緯を傍聴席からいろいろなことで聞かせてもらった中において、個人的なことですけれども、私は費用弁償をいただくことを今拒否しております。その中において、5人から6人にする意図を感じないものにおいて、市民からいただいた税金をそこに追加するというようなことに関して賛成をするわけにはいきませんので、よろしくお伺いをいたします。

○議長（遠山利美君）

これで質疑を終わります。

提出者は自席へお戻りください。

お諮りします。ただいま議題となっております発議第8号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、発議第8号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者あり〕

中村君。

○10番（中村重光君）

私は、昨日、本巢市議会における申し合わせに関する件について、全員協議会を途中退席したことについて、さらさら弁明するつもりはありません。私は、議員として私の思いを述べ、反対討論といたします。

6月3日及び6月30日、2回の全員協議会が開催されて、本巢市議会における申し合わせ案に対し、1項目から9項目、真剣な協議をしてみいました。しかしながら、残念ながら、議員18名のうち多くの議員が、私ども議会人として重要な議会運営委員会の構成、1名増に対する意見が出なかったことであります。まことに残念のきわみであります。議員の責任を放棄したことではないでしょうか。もはや、我が本巢市議会における会議自体が無意味であるというふうには私には感ずることではありません。

特に意見を吐けば口に寂し、意見を吐いたものについて、議長の許可なく、その発言者に対する意見を述べるというような、まことに残念な議会になっております。

議会運営委員会の権限については言うまでもなく、一つに議会の運営に関する事項、二つ目に議会の会議規則、委員会条例等に関する事項、3点目は議長の諮問に関する事項等、これは権限に関するこの議会運営委員会の主な役割であります。重要な権限を持つ委員会であります。まことに残念であります。早急に結論を出すのではなく、議員全員が十二分に議論をし、多くの同志の賛同をいただく方向性をもって結論を出すことが議会制民主主義の原点と私は考えて、自負をしております。今日の状況の中で、公正中立の議長が多数決をもって事を決する。今後、必ず大きな悪例として残り、大きな問題として浮上することは間違いないと私は判断をしております。

増員の理由については、今、提案者からも御案内ありましたように、議会運営委員会の決定の内容は3点でありました。一つは多くの議員に役職についていただく、多くの声を聞くということでありました。2点目は、議運で意見が分かれた場合、委員長が事を決しなければならないということから1名増、3点目は、他市町村の議会運営委員会の構成メンバーが6人は多いと。全体的を射た立派な理由であります。感銘を覚える一人であります。

しかし、私は、瀬川議長、並びに後藤議長のもと、1年6ヵ月、副議長として全力投球をしてみいました。議運の一員として責任を果たしてまいりましたが、意見が分かれて委員長判断をしなければならない案件は一度もありませんでした。また、議員が21名のときも議運が5名で構成されておりました。何ら問題もなく、公正中立な立場と責任を議運は果たしてまいりました。今日、なぜ早急な結論をもって議員提案をされるか、理由がわかりません。ただ、残念ながら賛成者の中に2名ほど、先ほど冒頭に申し上げた一度も全員協議会で発言がない議員が賛成者に入っているということについては、私はいささか疑問に思う一人であります。ほかに早急な決着をしなければならない理由があれば御説明願って、私の反対の討論とさせていただきます。

○議長（遠山利美君）

賛成討論ございますか。

〔挙手する者あり〕

高田君。

6番（高田文一君）

るる長いお話がございましたけれども、議会制民主主義、あるいは議会のあり方については、議会改革検討委員会の中で議会基本条例が検討されておりますし、大いにそちらで述べていただければよろしいわけでございます、5名から6名という定数のことについて反対があるように私は聞こえておりますので、そのことについて改めて御説明をしたいと思います。

残念ながら、きのうお帰りになった後に、かなり私は具体的にといいますか、思いを幅広く取り入れた方がいいという幾つかの例を挙げながら全協でお話をしたつもりでございます。残念ながらお帰りになりましたので、お聞きになっていなかったかもしれませんが、いわゆる提案者がおっしゃっておりますように、幅広く取り入れるということなんです。確かに18人の議員になって、運営委員をふやすということですけども、やっぱり四十数名から18人の議員の皆さんは本当にそれぞれの地域の大変な実力者でございます、当然、見識者でもあり、実力者でもあり、そういう能力をお持ちになる方が18名お見えになるわけです。そして、これからのやっぱり国政といいますか、社会は非常に私は不安なことを覚えている一人でございます。確かに地方自治の財政の問題であったり、地域主権云々ということが叫ばれておる裏では、国政は昨年政権交代をしてはおりますが、この参議院選挙の結果はどうなるのか、私自身も不安な状態でございます。そんな不安の中で国が動いていくときに、地域主権とか、地方自治とか、地方議会がどういう運営をするか。これが市民の立場に立って、本当に責任を持って果たしていかなきやいけない時期がもうその前に来ていると思います。そういう意味ですから、幅広くというのは、こういう18人の見識者、実力者、そういう方が形を変えながら、いろんな意見を言いながら、英知を結集していただいた運営委員というのを組織してほしいというところで「幅広く」という言葉になっているわけでございます、ぜひそのことをお含みの上、賛成をしていただきたいと思います。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（遠山利美君）

鏑本君。

○2番（鏑本規之君）

今、賛成の意見、非常に感銘する賛成意見でございました。そのことも踏まえてですが、先ほどもいろいろと私も聞いた立場上、反対の討論をするんですけども、過去において、きのうの全員協議会の中でお話をされた中において、議長経験者の方が3名おられるんですね。3名の方たちが、今まで21名のときにいろいろな形でこの議運を見てこられた。また、副議長をされた方もおられる。その中において、今も言われるように、多数決で事をなす。それが2対2になって、委員長たる者が最終的判断をしなければならぬ事案はなかったという発言がございました。また、提案者の発言の中においても、そういう事案がなかったようなことが言われております。そういう中において、5名から6名にしなければいけないという理由が見当たりません。広く皆さんの御意見をいただくということになれば、今まで過去にやってきた委員会、全員協議会の中で幅広い意見が吸収されていなかったのかということになるかとも思います。そういうことも踏まえて、またこの財政の厳し

い中を踏まえて、あえて5人から6人にする必要性を感じておりません。5人で十分皆さんの御意見を吸収して円滑な議会運営ができると、そのように信じておりますし、またできると思っておりますので、あえて反対をさせていただきます。

[挙手する者あり]

○議長（遠山利美君）

鵜飼君。

18番（鵜飼静雄君）

この件については、昨日、また6月3日に私の方から提案をさせていただきましたので、少し申し上げたいと思います。

私、提案した根本的な理由として三つ申し上げて、それについては反対者も感服した、感服したと言いながら、何とか・・・というようなことでいろいろ言われますが、例えば……。

[発言する者あり]

黙っていてください。例えば中の採決が割れることがこれまではなかったということと言われますが、幅広くメンバーを考えていく、そういう中で今後はどういうことがあるかわからない。そういったときにやっぱり委員みずからの意見で物事が決まっていく形をとりたいということで、偶数がいいだろうということを申し上げたわけでありませぬ。

一つ一つについて反論するつもりはありませんが、提案者が言われたように、議運においても、もっといろんな人が入って、いろんな意見が言えるような委員会にすべきだろうという発想でございますので、言葉どおり受け取っていただいて、賛成をしていただきたいということを申し上げて、賛成討論といたします。

[「議長」と呼ぶ者あり]

○議長（遠山利美君）

中村君。

○10番（中村重光君）

私、提案者として非常にこの静粛な議場の中で、私の反対討論の中で「・・・」という発言がありましたことを訂正するように議長にお願いを申し上げたいと思います。

○議長（遠山利美君）

暫時休憩します。

午前11時38分 休憩

午前11時45分 再開

○議長（遠山利美君）

再開します。

鵜飼君のただいまの発言は不穏当と思われるので、地方自治法第129条の規定により発言の取

り消しを命じます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

黒田君。

○3番（黒田芳弘君）

先ほどから賛成者、反対者、それぞれの意見を聞いておりましたが、提案理由といたしましては、議会のよりよい運営をされるために、幅広い意見を取り入れるために1名増ということですが、今の状況を見ておりますと、1名増することによってその目的が達成されることが私はないと思っておりますし、私は議会運営委員会に所属したことはありませんが、21年のときから、5年前から何ら議会運営委員会の中でそういった問題はなかったというようなことを今先輩の議員からお聞きした中、この議案には反対をさせていただきます。

議長（遠山利美君）

賛成討論ございますか。

〔挙手する者あり〕

後藤君。

○14番（後藤壽太郎君）

先ほどから提案者も言ってみえますように、広い意見を聞いて、そして本当に本巢市の議会運営がスムーズにいくようにということを願っての提案だと認識しておりますので、賛成をいたしますし、また費用対効果につきましては、今以上の本巢市議会が成り立てば、これは大きな効果だということを思いますので、その点も含めて賛成をいたします。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（遠山利美君）

何ですか。

○16番（大西徳三郎君）

きのう全協でもちょっとお話ししましたが、このような議論を發表するというか、なかなか全会一致みたいな形をとれないようなことについては、議長さん、いろんなことを配慮していただいて、皆さんのできるだけ多くの賛成が得られるような方法を描いてやっていただきたいきのうもお願いしましたが、そのようなことで議長さん、もっとそのようなことを配慮いただいて、議会運営をやっていただきたい、そのような思いであります。

○議長（遠山利美君）

これで討論を終わります。

これより発議第8号を採決します。

発議第8号を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、発議第8号 本巢市議会委員会条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第16 発議第9号（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（遠山利美君）

日程第16、発議第9号 市議会における暴力追放に関する決議についてを議題といたします。

発議第9号について、提出者に説明を求めます。

8番 安藤重夫君。

○8番（安藤重夫君）

発議第9号 市議会における暴力追放に関する決議について。

市議会における暴力追放に関する決議について、別紙のとおり発案する。

平成22年7月1日提出。

提出者、私、安藤重夫、賛成者、高橋議員、臼井議員、道下議員、船渡議員、高田議員、後藤議員、鶴飼議員、江崎議員、村瀬議員。以上10名をもって提出するものでございます。

では、読み上げます。

市議会における暴力追放に関する決議。

暴力は市民生活の平和と安全を脅かし、社会の破滅を招くものである。あらゆる暴力及び暴力的言動を追放し、社会の秩序を確立することは、われわれ市議会議員に課せられた厳粛な責務である。

本市議会はそうした考えに立って、平成19年12月議会において「暴力追放都市宣言決議」を全会一致で採択したところである。

暴力追放運動は、市議会が市民に率先して遂行すべき課題である。

よって市議会は、市議会内外を問わず、市議会議員による一切の暴力を追放し、市民の運動と軌を一にして暴力追放に取り組むべく、市議会における暴力追放を決議するものである。

以上、決議する。

平成22年7月1日、本巢市議会。

以上であります。御審議のほどをよろしくお願い申し上げます。

○議長（遠山利美君）

これより提案者に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

鏝本君。

○2番（鏝本規之君）

今お聞きしまして、非常にいいことだなあというふうに解釈をしております。過去において皆さんも御承知かと思えますけれども、道路工事のことにに関して恐喝が行われた。杉山建設初め複数の建築者が反社会的な団体、通称暴力団と言われる人に恐喝をされたということがあります。その中において、その内容を市会議員が漏らしたのではないかとかいうような話も聞こえてきております。

また、一般市民の方から、居酒屋等で市会議員が暴れているとか、またけんか討論をしているとか

ということも私はよく耳にしております。そういうことが聞こえてくる昨今の中において、市会議員の方々、皆様一人ひとりが襟を正すがごとく、いい提案だと思っておりますので、大いに賛成をいたします。

[挙手する者あり]

○議長（遠山利美君）

中村君。

○10番（中村重光君）

この決議につきましては、いつの議会かわかりませんが、暴力追放都市宣言の決議を、私、提出者として、この議場の中で見識ある議員の皆様方の全会一致という形で御決議をいただいて、その成果は私は大いにあったのではないかなあというふうに自負をしておる一人であります。

内容につきましては、まことに結構な話かとは思っておりますが、今日、ここでこういう決議をしなければならない背景について、御提出者から御説明、御案内をいただければ幸いかと存じます。

○議長（遠山利美君）

提出者、安藤君。

○8番（安藤重夫君）

では、そういった御質問にお答えを申し上げます。

今、中村議員からも御発言がありましたように、我々は平成19年の12月議会において暴力及び暴力的言動は市民生活の平和と安全を脅かすと、そういった意味で社会の破滅を招くものであるということで、先ほども申し上げましたように全会一致で、表にも大きな、当時350万でしたか360万でしたか、そういったお金をかけまして塔が立っておりますが、そういった暴力追放都市宣言をした私どもの議会が、そのときも全会一致でございました。そういった中で、こういった発議をせずにはおれないという背景は皆様御存じのとおりでございます。あえて口には出しませんが、ここでもう一度再確認ということでございます。どうぞよろしく御審議のほどをお願いします。

[挙手する者あり]

○議長（遠山利美君）

黒田君。

○3番（黒田芳弘君）

私も今、中村議員、提出者の安藤議員からお話を聞いて思い出したんですが、今書いてある、19年でしたか、中村議員が提案者となって、本巢市の暴力追放都市宣言決議を全会一致でしたというところでありますが、今の説明だけでは、その都市宣言で全部の暴力行為について網羅できると私は思っておるんですが、あえて今回この決議をすることについて、よくその意味がわからないんですが、何か不備なことがあったのかどうか、私はちょっとわからないんですが、いかがですか。

○議長（遠山利美君）

提出者、安藤君。

○8番（安藤重夫君）

私の提案にどうも含みがあるような御発言でございますが、すべておわかりのことだと思っております。いかがでしょうか。

○議長（遠山利美君）

ほかありますか。

[挙手する者あり]

黒田君。

○3番（黒田芳弘君）

いや、含みと今言われましたが、ちょっと私は、だから前に決議したもので何か不備があるのかなということが疑問に思いましたし、そういった議会で取り扱ったとか、そんなことも記憶の中にあいりませんのでお聞きしたんですが。

○議長（遠山利美君）

安藤君。

○8番（安藤重夫君）

平成19年の12月議会におきましては、ああいって形で全員が、暴力追放という形で全員が賛成をしたということで、それで先ほど申し上げましたように、宣言を議会としていたしました。その後、きょう現在に至るまでにいろいろなことがありましたもので、改めてここで再確認ということでございます。

[挙手する者あり]

○議長（遠山利美君）

大西君。

○16番（大西徳三郎君）

今いろんな意見がありましたけど、全会一致で暴力宣言を出しており、我々議員も市民の一員ということで、当然当たり前話なんです。しかし、我々市会議員も選挙で市民に選択されたというか、負託されて議員になっているわけですけど、我々議員がこんなことまで出してやるのは、非常に僕としては恥ずかしい宣言であると、決議だと思えます。あえてこのような決議をしなきゃならない、我々はそんな議員なのかと。私、自分自身、そういうふうにも自問自答します。十分我々もその全会一致で決めたことを守っておるし、そういう本巣市民、我々市会議員もすべてそうだと思います。あえてこれをやらなきゃならんのは、内容としては反対する理由はありませんよ。ありませんけど、こんなことをあえてやらなきゃならんことがよくわからない。説明してください。

○議長（遠山利美君）

安藤君。

○8番（安藤重夫君）

何度も申し上げますように、暴力追放を、先回も言いましたように平成19年の12月議会に宣言をいたしました。それで、今、大西議員からの御発言がありましたように、我々は市民からの負託を受けて、そうして市民の幸福を追求する立場であります。そういった中で、その後、平成19年

のあの暴力追放都市宣言以降、いかななものかというようなものがありますので、あえてここでもう一度再確認ということで発議を申し上げるわけでございます。御理解のほどをよろしく願い申し上げます。

[挙手する者あり]

○議長（遠山利美君）

中村君。

○10番（中村重光君）

私も大西議員と同じような意見になるかもわかりませんが、先ほども御発言を申し上げましたように、私自身、この暴力追放都市宣言決議を提出した一人として、この議会でこういう次元の低い決議が出てくるなんていうことについては、前任の提案者としてはまことに情けない現状ではないかなあということで心を痛めております。この趣旨については、内容については、もう言うまでもありません。さらなる議員の職責において、おのおのが市民に信頼される議員であるべきだと。これが本巣市議会議員として私は責任あるというふうに思っておりますので、一応出たものについて賛成はしますけれども、今後、これだけの議員の賛成者を出されて議論する案件ではないということ最後に申し上げて、賛成とするつもりでおります。以上。

[挙手する者あり]

○議長（遠山利美君）

上谷君。

○15番（上谷政明君）

今、提出者から、さも19年の12月にそれらしきことがあるというような御発言でございます。その件について、明確に御説明されるのが提案者の趣旨ではないかなと思いますが、おわかりでしょう、おわかりでしょうではわかりません。提案としてこうやってきちっと出されるなら、この件ですよということを明確にされるべきではないかなと思います。これに書いてありますように、市議会内外を問わず、市議会議員による一切の暴力を追放しと書いてあります。この中の一切ということは何を意味するのか。例えば宴席において物を投げたり、おしぼりを投げたりすることも全部含まれますか。言動も全部含まれますか。その辺のことについてもきちっと御説明願いたい。

そして、先ほども言いましたように、さもこの事案ですよということもきちっと言っていたかないと、これはおわかりでしょう、おわかりでしょうでは、非常に私どもも認識に、賛成する、反対するということやなくて、提案される内容についての疑問を感じます。よろしく願います。

○議長（遠山利美君）

安藤君。

○8番（安藤重夫君）

平成19年の12月議会における決議は、15番の上谷議員も、当時議長じゃなかったですか、たしか。そうじゃなかったですか。それで、当時の10番の中村議員が提案者ということで宣言をいたしたということで、先ほど申し上げましたように、本会議場で全員一致を見たということは御存じの

とおりでございます。その後、先ほど申し上げましたように、今日に至るまで、いろいろな事案があるということでございます。

[挙手する者あり]

○議長（遠山利美君）

上谷君。

○15番（上谷政明君）

だから、今、私の質問の中には、19年の12月ということは存じております。その後いろいろな事案がある。その後のことを明確におっしゃっていただかないと、19年の12月のことは皆さん御存じです。その後の事案ということについて、おわかりでしょうか、私は説明にならんとします。議場ですので、きちっと説明を願います。

○議長（遠山利美君）

安藤君。

○8番（安藤重夫君）

あえて私はそれを触れませんが、触れることは、個人のプライバシーというようなことにも触れるかもしれませんし、私の判断としてできませんので、御存じのとおりでありますということで御理解をお願い申し上げます。

[挙手する者あり]

○議長（遠山利美君）

上谷君。

○15番（上谷政明君）

ここに書いてあるように、暴力にかかわることと書いてありますよ。暴力にかかわることに個人のプライバシーがありますか。暴力にかかわるということは、被害があつて初めて暴力にかかわることです。そんなことについて、個人のプライバシーなんてありますか。はっきりこういうことが原因ですとおっしゃるべきです。名前は言わなくてもいいでしょう。内容については言われるべきではないでしょうか。

○議長（遠山利美君）

安藤君。

○8番（安藤重夫君）

刑事事件に発展はしておりませんと、そういうことでございます。

[「言われることを説明してくださいということです」と呼ぶ者あり]

ですから、民事事件としては法廷で係争がされました経緯は御存じのとおりでございます。刑事事件には上がっておりませんと、そういうことでございます。

[挙手する者あり]

○議長（遠山利美君）

上谷君。

○15番（上谷政明君）

これは、今おっしゃるのは、裁判で決まったことですか。だから、裁判で決まったことをここで暴力の追放として取り上げるんですか。最後ですので、明確に説明してくださいよ。

○議長（遠山利美君）

安藤君。

○8番（安藤重夫君）

でありますから、裁判で決定されたようなことが明確にあるということは御存じのとおりで、その内容は上谷議員もよく御存じのはずで、それをあえてこの場で私の口から発言をせよということはいかがなものかと思いますが、どうぞ。

〔挙手する者あり〕

○議長（遠山利美君）

上谷君。

○15番（上谷政明君）

私は提案者じゃないですよ。それをこちらへ振られるということはどういうことですか。提案者ですから、きちっと説明されるべきでしょう。私が知っておる、知っておらんということはまた別問題です。提案者の意向で、これを提出されることについての説明はきちっと説明されるべきやないかね。

○議長（遠山利美君）

安藤君。

○8番（安藤重夫君）

何度も申し上げますように、個人の名誉にかかわることでもありますし、そういったことに言明はいたしません。でありますから、私のこの提案を御審議くださいまして、御賛同くださいますよう、お願いを申し上げます。

○議長（遠山利美君）

これで質疑を終わります。

提出者は自席に戻ってください。

お諮りします。ただいま議題となっております発議第9号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、発議第9号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者あり〕

黒田君。

○3番（黒田芳弘君）

何回も尋ねたんですが、よく私には理解できなんですが、市議員による一切の暴力を追放しということ、これは当たり前のことやと思います。

先ほども質疑の中で申し上げましたが、19年12月議会において暴力追放都市宣言決議を全会一致で決議したところであります。先ほども申し上げましたように、このことですべての暴力行為に対しては市域網羅できるというふうに思っております。先ほど提案者が含みを持たせて発言をされましたが、そういったことがもし問題としてあったのであれば、この本巣市議会には政治倫理要綱というものが設けてありますので、そちらの方でしっかりと取り扱っていただくべきものであることと思っておりますので、この決議に関しましては私は反対とさせていただきます。

○議長（遠山利美君）

賛成者ございますか。

[挙手する者あり]

鏝本君。

○2番（鏝本規之君）

今、反対討論がありましたので、賛成の討論をさせていただきます。

先ほども述べたように、この案件において、過去においていろいろな形において市議員の不評が出ております。ただ、今までの質問の中において、そのことが刑事事件となったかとか、また裁判でどうのこうのとかということがあったかということになれば、当然それは議会の中で何らかの形でしかるべき措置をとるのが当たり前だと。ただし、市議員においてはそういうことを調査する権限を有していない。その中において、市民の方からいろいろな通報、もしくは御意見がなされる中において、過去においての話をさせていただくとするならば、先ほども述べたように、杉山建設が暴力団から非常に多額の要求をされた。それは、市の工事において不正がなされたじゃないかとか、いろんなことが結果としてその暴力団の耳に入ったということなんです。そして、そのことを漏らしたのが市議員ではないかといううわさが流れている。そういうことに対して、それじゃあそのことが正しいか否かを確かめる要素はありません。そういうことは市民の中からも流れていく。また、岐阜の飲み屋さんというのかな、私はあまり行きませんがよくわかりませんが、そういうところ、また居酒屋と言われるようなところで、いろいろなことで市民の方と議員の方とのトラブルがあった旨のことをよく耳にします。そういうことを含めて、それが真実であるかないかは別として、そういうことがなされている中において、改めて市民それぞれ、また議員それぞれが襟を正すということで提案されたと思っておりますので、大いに賛成をいたします。

[挙手する者あり]

○議長（遠山利美君）

鵜飼君。

○18番（鵜飼静雄君）

反対討論がなさそうなので、賛成討論を簡単に申し上げておきたいと思っております。

今回、この提案に賛成をして、必要だなというふうに思った理由を一つだけ申し上げておきます

と、今年度になってから最高裁において決着を見た事件がありまして、そうしたことを踏まえて、やっぱり議会としても改めて襟を正す必要があるというふうに私は判断して、この提案については賛成をしたいというふうに思っています。提案者は、なるべく具体的に触れないように、触れないようにということで苦勞して答弁されておりました。その気持ちもわかりますので、一言申し上げて賛成討論といたします。

[挙手する者あり]

○議長（遠山利美君）

大西君。

○16番（大西徳三郎君）

反対討論がないでということと言われたもので、僕はこの中身については何も反対する理由はありませんし、今までの議論を聞いておって、別に賛同するものであります。しかし、19年12月議会においてもこのように暴力追放都市宣言決議を全会一致でしており、市民の皆さんに知らせておるという状況、またこのようなことをあえて今やらなきゃならんということは、先ほど言いましたけど、大変僕は一議員として非常に恥ずかしい思いがします。こんなことまでしなきゃならないのかということで、恥ずかしい思いです。だから、私は中身に対しては何も反対しませんが、出すことについては私は最初はいいかなあと思ったけど、出すことは自分自身として恥ずかしい、こんなものは出す必要はないということで、反対します。

○議長（遠山利美君）

これで討論を終わります。

これより発議第9号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立多数です。したがって、発議第9号 市議会における暴力追放に関する決議については、原案のとおり可決することに決定しました。

閉会の宣告

○議長（遠山利美君）

以上で、本会議に提出されました案件はすべて終了いたしました。

これをもちまして、平成22年第2回本巣市議会定例会を閉会したいと思います。

22日間にわたりまして大変に御苦勞さまでございました。ありがとうございました。

午後0時15分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員